

## 田原市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成27年4月1日付け26農振第2155号。以下「国要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日付け26農振第2157号。以下「国要領」という。）に基づき、活動組織等が行う活動に要する経費に対し田原市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付について、田原市補助金交付要綱（以下「田原市要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5の1に定める活動組織又は広域活動組織をいう。

(交付金の対象及び交付額)

第3条 交付金の交付の対象及びその交付額は、別表第1に掲げるとおりとし、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動について支援の対象とする。

(交付金に係る会計経理)

第4条 交付金を受けた活動組織等は、別表第2の交付金欄に掲げる1の経費と2の経費を区分しなければならない。

(申請手続)

第5条 交付金の交付を受けようとする活動組織等は、田原市多面的機能支払交付金交付申請書（様式第1号）を市長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受領したときはその内容を審査し、交付金を交付することを決定したときは田原市多面的機能支払交付金交付決定通知書（様式第2号の1）により活動組織等に通知するものとする。

(交付金額の変更)

第7条 活動組織等は、事業計画の変更等により交付金の額を追加又は減額する必要があるときは、第5条の規定を準用し、田原市多面的機能支払交付金追加（又は減額）交付申請書（様式第1号の2）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受領したときはその内容を審査し、交付金を追加又は減額することを決定したときは田原市多面的機能支払交付金変更交付決定通知書（様式第2号の2）により活動組織等に通知するものとする。

（前金払の請求）

第8条 交付金の交付は、前金払とすることができる。

2 活動組織等は、第6条及び前条の規定による交付決定の通知を基に交付金の前金払を受けようとするときは、田原市多面的支払交付金前払請求書（様式第3号）により市長に請求しなければならない。

（実績報告）

第9条 活動組織等は、国要綱別紙1の第6の7及び別紙2の第6の7に規定する実施状況の報告を、別に市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の実施状況の報告は、田原市要綱第9条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

3 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした活動組織等は、第1項の実施状況の報告を提出するに当たり、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした活動組織等は、第1項の実施状況の報告を提出した後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した活動組織等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第4号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付金の額の確定）

第10条 市長は、田原市要綱第10条の規定により交付金の額を確定したときは、田原市多面的機能支払交付金額確定通知書（様式第5号）によりその旨を活動組織等に通知するものとする。

（活動の廃止）

第11条 活動組織等は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合は、田原市多面的機能支払交付金活動廃止申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第12条 市長は、国要綱に定める返還が生じた場合又は前条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに国要綱・要領に基づき交付金の返還をさせるものとし、田原市多面的機能支払交付金返還通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知書を受けた活動組織等は、速やかに田原市多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書（様式第8号）を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の届出書の内容が適当であると認める場合は、田原市多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書（様式第9号）により活動組織等に通知する。
- 4 前項の承諾書を受けた活動組織等は、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

（交付金の持越）

第13条 活動組織等は、事業計画に定める活動期間内において、各年度の終了時点で生じた農地維持活動又は資源向上活動に係る交付金の残額を翌年度の経理に含めることができるものとする。ただし、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金と資源向上活動（長寿命化）に係る交付金は、区分して経理に含めなければならない。

（交付金の精算）

第14条 市長は、国要領の第1の12の（1）又は第2の13の（1）に定める清算に係る返還が生じたときは、田原市多面的機能支払交付金清算通知書（様式第10号）により通知するものとする。

- 2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、田原市多面的機能支払交付金精算届（様式第11号）を市長に提出し、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。
- 3 当該事業の活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、活動を継続する活動組織等については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができるものとする。ただし、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金と資源向上活動（長寿命化）に係る交付金は区分して経理に含めなければならない。

（交付決定前の活動）

第15条 活動組織等は、交付金の交付決定前に農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合は、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1の1（第3条関係）

交付の対象		地目	10アール当たりの交付単価
農地維持活動		田	3,000円
		畑	2,000円
		草地	250円
資源向上活動（共同）	100%単価	田	2,400円（2,000円（※2））
		畑	1,440円（1,200円）
		草地	240円（200円）
	75%単価 （※1）	田	1,800円（1,500円）
		畑	1,080円（900円）
		草地	180円（150円）
資源向上活動（長寿命化）		田	4,400円
		畑	2,000円
		草地	400円

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

（※1）農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

（※2）資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組みない場合には、交付単価に5/6を乗じた（ ）内の単価とする。

別表第1の2（第3条関係）

交付の対象	交付額
地域資源保全プランの策定	50万円
組織の広域化・体制強化	40万円

別表第2（第4条関係）

交付金	交付金の対象
1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）	国要綱の別紙1の第4の農地維持支活動、別紙2の第4の1の資源向上活動（共同）、同3の地域資源保全プランの策定及び同4の組織の広域化・体制強化に係る経費。
2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	国要綱の別紙2の第4の2の資源向上活動（長寿命化）に係る経費。

第 号	
申請年月日	年 月 日
年度	第 回

年度 田原市多面的機能支払交付金交付申請書

田原市長 殿

(組織の名称)

代表



多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、田原市多面的機能支払交付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- (1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）  
金           ,           円
- (2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）  
金           ,           円

様式第1号別添

田原市長 殿

(組織の名称)

代表



田原市多面的機能支払交付金の交付については、下記の振込口座にお振り込みください。

(1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

交 付 金	<b>金融機関《ゆうちょ銀行以外》</b>														
	金融機関名										支店名				
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金														
振 込 口 座	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）								
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知														
口 座 名 義	<b>ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》</b>														
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）								
	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 10px;"></div>						<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 10px;"></div>								
口 座 名 義	フリガナ														
	口座名義														
口 座 名 義	住所	( 千      -      )					都 道			市 区					
							府 県			町 村					

(2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

交 付 金	<b>金融機関《ゆうちょ銀行以外》</b>														
	金融機関名										支店名				
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金														
振 込 口 座	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）								
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知														
口 座 名 義	<b>ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》</b>														
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）								
	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 10px;"></div>						<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 10px;"></div>								
口 座 名 義	フリガナ														
	口座名義														
口 座 名 義	住所	( 千      -      )					都 道			市 区					
							府 県			町 村					

（組織の名称）  
代表 様

田原市長 氏 名



## 年度 田原市多面的機能支払交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度田原市多面的機能支払交付金について、下記のとおり決定します。

### 記

#### 1 交付金額

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

金 , 円

- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 , 円

#### 2 交付の条件

- (1) 交付金の受給対象者は、この交付金に関する関係法令、多面的機能支払交付金実施要綱（平成27年4月1日付け26農振第2155号）、多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日付け26農振第2157号）並びに田原市多面的機能支払交付金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 交付金の受給対象者は、交付金の交付決定前に農地維持活動（及び資源向上活動）に取り組む場合にあっては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

第 号	
申請年月日	年 月 日
年度	第 回

## 年度 田原市多面的機能支払交付金追加（又は減額）交付申請書

田原市長 殿

(組織の名称)

代表



年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった本交付金について、下記のとおり追加（又は減額）したいので田原市多面的機能支払交付金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- (1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）  
追加額（又は減額） 金 , 円
- (2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）  
追加額（又は減額） 金 , 円



第 号  
年 月 日

（組織の名称）  
代表 様

田原市長 氏 名



年度 田原市多面的機能支払交付の変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度田原市多面的機能支払交付金について、下記のとおり決定します。

記

1 変更後交付金額

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

金 , 円（変更前交付金額 金 , 円）

- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 , 円（変更前交付金額 金 , 円）

2 交付の条件

- （1） 年 月 日付 第 号で通知の条件に従わなければならない。

年度 田原市多面的機能支払交付金前払請求書

年 月 日

田原市長 殿

(組織の名称)

代表

印

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について、下記のとおり前金払によって交付されたく請求します。

記

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）  
金 , 円
- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）  
金 , 円

## 年度 仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

田原市長 殿

(組織の名称)

代表

印

平成 年 月 日付 第 号により交付決定  
通知があった 事業について、田原市多面的機能支払交付金交付要綱第9条  
第4項の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

- |   |                                   |   |   |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 交付金の額の確定額                         | 金 | 円 |
|   | (平成 年 月 日付 第 号による額の確定通知額)         |   |   |
| 2 | 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額         | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 |   |   |
|   |                                   | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3－2）                     | 金 | 円 |

第 号  
年 月 日

（組織の名称）  
代表 様

田原市長 氏 名



年度 田原市多面的機能支払交付金額確定通知書

年 月 日付けの実績報告については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、下記のとおり額を確定します。

記

交付金確定額

- （1）農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）  
金 ， 円
- （2）資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）  
金 ， 円

年 月 日

## 田原市多面的機能支払交付金活動廃止申請書

田原市長 殿

(組織の名称)

代表

印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画に基づく活動を廃止したいので、  
下記のとおり申請します。

### 記

- 1 対象となる事業計画  
別添のとおり
- 2 活動を廃止する日  
年 月 日
- 3 活動を廃止する理由
- 4 活動の廃止に伴う措置  
田原市多面的機能支払交付金交付要綱第12条の規定により、交付金を返還します。
- 5 その他参考となる書類（添付書類）
  - ・総会における活動廃止の議決資料（写）※その他活動廃止理由の参考となる資料があれば添付

（組織の名称）  
代表 様

田原市長 氏 名



### 田原市多面的機能支払交付金返還通知書

田原市多面的機能支払交付金の支払済み交付金について返還事項が確認されましたので、田原市多面的機能支払交付金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり返還してください。

#### 記

#### 1 返還事項

#### 2 返還金額

対象交付金	返還額	返還の対象となる期間
農地維持支払	円	年度～年度の か年分
資源向上支払（長寿命化を除く。）	円	年度～年度の か年分
資源向上支払（長寿命化）	円	年度～年度の か年分
計	円	

#### 3 返還期日

年 月 日

#### 4 交付金の返還方法に係る申出

様式第8号「田原市多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書」を速やかに提出してください。

#### 5 振込先

金融機関名

口座番号

※ 振込み手数料については、交付金から充当できません。（活動組織の自己負担）

## 田原市多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書

年 月 日

田原市長 殿

(組織の名称)

代表

印

年 月 日付け 第 号で通知のあった田原市多面的機能支払交付金の返還方法について、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 交付金の返還方法

項 目	農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く）	資源向上支払（長寿命化）
組織の資金から返還する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年度田原市多面的機能支払交付金の相殺により対応（※1）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。

#### 2 返還期日（返還期日の延期を申し出る場合に記載する。）

返還期日を、 年 月 日 に延期願います。

## 田原市多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書

第 号  
年 月 日

(組織の名称)  
代表 様

田原市長 氏 名



年 月 日付けで届け出のあった田原市多面的機能支払交付金の返還方法については、下記のとおり承諾します。

### 記

#### 1 交付金の返還方法

項 目	農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く。）	資源向上支払（長寿命化）
組織の資金から返還する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年度田原市多面的機能支払交付金の相殺により対応（※1）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。

#### 2 返還期日（返還期日延期の申し出があった場合に記載する。）

返還期日を、 年 月 日 に延期します。



(組織の名称)  
代表 様

田原市長 氏 名



### 田原市多面的機能支払交付金清算通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度田原市多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を確認した結果、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる 年度末に交付金の残額がありますので、下記のとおり通知します。

#### 記

1 清算金額

区 分	清算金額
農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く。）	円
資源向上支払（長寿命化）	円

2 返還期日

年 月 日

3 振込先

金融機関名

口座番号

※ 振込み手数料については、交付金から充当できません。（活動組織の自己負担）

4 新たな事業計画に基づく交付金への繰入れについて

翌年度に新たな事業計画の認定を受け活動を継続する場合は、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができます。

新たな事業計画に基づく交付金への繰入れを希望する場合は、その旨を届け出てください。

年 月 日

田原市多面的機能支払交付金清算届

田原市長 殿

(組織の名称)

代表



年 月 日付け 第 号で通知のあった田原市多面的機能支払交付金の清算については、下記のとおりとします。

記

【清算方法等】

項 目	清算金額	清 算 方 法	
		返 還	新たな事業計画へ繰入れ
農地維持支払及び資源向上 支払（長寿命化を除く。）	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資源向上支払（長寿命化）	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。